

令和6年度（2024年度）鹿本地域保健医療推進協議会 次 第

日時：令和6年（2024年）10月16日（水）

午後3時15分～午後4時15分

場所：熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室

1 開 会

2 保健所長挨拶

3 議 事

（1）会長・副会長の選出について

（2）協議事項

① 第8次熊本県保健医療計画の概要について

【資料1】

② 第8次熊本県保健医療計画（鹿本保健医療圏域編）の今後の進め方について

【資料2】【資料3】

（3）報告事項

① 令和6年度（2024年度）鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会 及び健康危機管理推進会議の開催状況について

【資料4】

② 令和6年度（2024年度）鹿本地域医療構想調整会議の開催状況について

【資料5】

（4）その他

御意見・御要望様式

4 閉 会

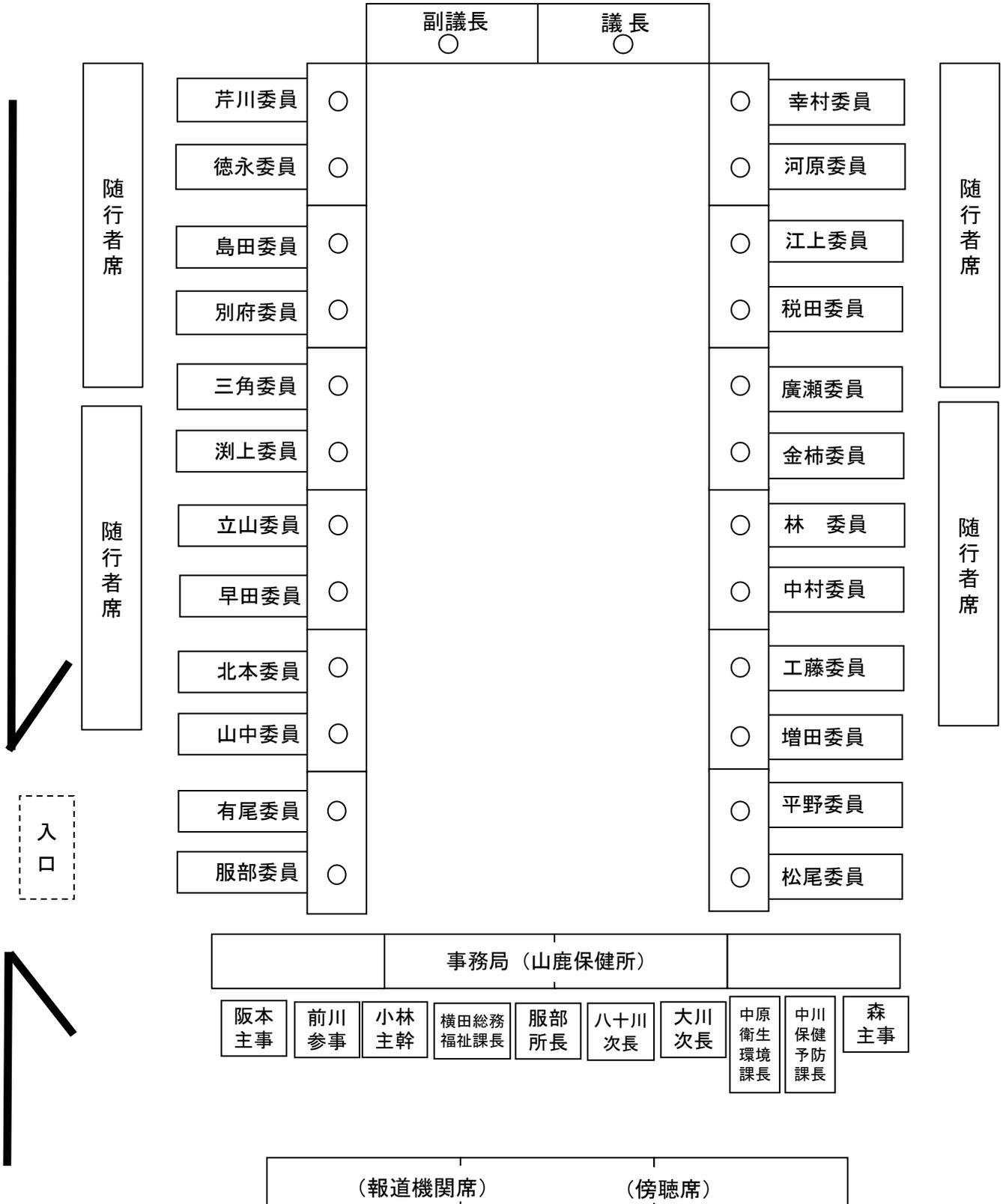
令和6年度（2024年度）鹿本地域保健医療推進協議会委員名簿

2024～2026.3

No.	分野	団体名	役職	委員	備考
1	医療分野	鹿本医師会	会長	幸村 克典	
2	医療分野	山鹿市歯科医師会	会長	河原 正明	
3	医療分野	山鹿地区薬剤師会	会長	江上 祥一	
4	医療分野	熊本県看護協会鹿本支部	支部長	税田 葉子	
5	医療分野	熊本県歯科衛生士会山鹿支部	支部長	廣瀬 聡美	
6	地域保健分野	熊本縣市町村保健師協議会 (鹿本地区)	理事	金柿 佳奈子	
7	地域保健分野	熊本県栄養士会山鹿地域事業部	事業部長	林 公也	
8	地域保健分野	熊本県介護支援専門員協会 鹿本支部	副支部長	中村 光子	
9	地域保健分野	山鹿市学校保健会	養護教諭部長	工藤 真紀子	
10	生活衛生分野	鹿本食品衛生協会	会長	増田 正寿	
11	地域活動分野	山鹿市社会福祉協議会	介護保険係長	平野 久美	
12	地域活動分野	健康を守る婦人の会山鹿支部	会長	松尾 和子	
13	地域活動分野	山鹿市食生活改善推進員協議会	会長	芹川 恵	
14	地域活動分野	山鹿市老人クラブ連合会	女性部長	徳永 澄枝	
15	地域活動分野	山鹿市民生委員児童委員協議会	副会長	島田 明美	
16	医療分野	山鹿市民医療センター	山鹿市病院 事業管理者	別府 透	
17	医療分野	熊本市立植木病院	院長	三角 郁夫	
18	議会	県議会	県議会議員	淵上 陽一	
19	議会	県議会	県議会議員	立山 大二郎	
20	行政	山鹿市	市長	早田 順一	
21	行政	山鹿市教育委員会	首席教育審議員	北本 憲仁	
22	行政	山鹿警察署	署長	山中 淳一	(代理) 地域・交通課長兼警備課長 鍋田雄仁
23	行政	山鹿市消防本部	消防長	有尾 壽朗	
24	行政	山鹿保健所	所長	服部 希世子	

令和6年度 鹿本地域保健医療推進協議会 配席図

日時：令和6年（2024年）10月16日（水）
 午後3時15分～午後4時15分
 場所：鹿本総合庁舎 3階大会議室



熊本県保健医療推進協議会設置要項

(設置)

第1条 熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議するために、熊本県保健医療推進協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 県協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、保健医療及び福祉関係団体の構成員、一般県民を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 県協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 県協議会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(専門委員会)

第7条 県協議会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(地域協議会)

第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。

3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
 - イ 地域における必要な医療の確保に関する事項
 - ロ 病院開設計画等に関する事項
 - ハ へき地保健医療に関する事項
 - ニ 救急医療に関する事項
 - ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項
- (5) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

4 地域における保健医療計画の作成は、専門委員会との連携を図ることとする。

5 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。

(地域協議会の専門部会)

第9条 地域協議会に、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県協議会の会長、専門委員会の会長、地域協議会の会長及び部会の会長が、それぞれの委員の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、昭和63年4月26日から施行する。

2 熊本県保健医療対策推進組織設置要項（昭和49年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要項は、平成2年7月13日から施行する。

2 平成2年7月13日現在で任期途中にある委員は、任期満了までその身分を有効とする。

附 則

1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成10年6月29日から施行する。

2 改正後の第3条第3項及び第8条第5項の規定は、施行日以後の任期満了に伴う改選により委員に委嘱又は依頼される者について適用する。

附 則

1 この要項は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成15年10月15日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成30年12月25日から施行する。

別表（第8条関係）

保健医療圏名	地域協議会の名称	庶務
熊本・上益城圏域	熊本・上益城地域保健医療推進協議会	御船保健所
宇城圏域	宇城地域保健医療推進協議会	宇城保健所
有明圏域	有明地域保健医療推進協議会	有明保健所
鹿本圏域	鹿本地域保健医療推進協議会	山鹿保健所
菊池圏域	菊池地域保健医療推進協議会	菊池保健所
阿蘇圏域	阿蘇地域保健医療推進協議会	阿蘇保健所
八代圏域	八代地域保健医療推進協議会	八代保健所
芦北圏域	芦北地域保健医療推進協議会	水俣保健所
球磨圏域	球磨地域保健医療推進協議会	人吉保健所
天草圏域	天草地域保健医療推進協議会	天草保健所

○熊本県情報公開条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び熊本県道路公社(以下「公社」という。)をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号。以下「行政文書等管理条例」という。)第2条第6項に規定する特定歴史公文書
- (3) 熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

(解釈及び運用の指針)

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(中途略)

第4章 情報提供等

(附属機関等の会議の公開)

第32条 実施機関の附属機関及びこれに類するものは、次のいずれかに該当するときを除き、その会議を公開するものとする。

- (1) 不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定
改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

ア 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。

イ 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

ア 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

- ① 開催日時
- ② 場所
- ③ 議題
- ④ 傍聴者の定員
- ⑤ 傍聴手続
- ⑥ 問い合わせ先
- ⑦ その他必要な事項

第7 その他

- (1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。
- (2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。
- (3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- (4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。
ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。